

函館市住民異動届審査時における本人確認等の取扱に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号。以下「法」という。）に規定される住民異動届等を受理するにあたり、法第27条第2項および同条第3項の規定に基づき、市長が現に届出等の任に当たっている者に対する本人であるかどうかの確認等を行うこと（以下「本人確認等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本人確認等の対象とする届出等)

第2条 本人確認等の対象とする届出等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 転入届（法第22条）
- (2) 転居届（法第23条）
- (3) 転出届（法第24条）
- (4) 個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届（法第24条の2）
- (5) 世帯変更届（法第25条）
- (6) 中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届（法第30条の46）
- (7) 住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出（法第30条の47）
- (8) 外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出（法第30条の48）
- (9) 転出の取消の申出
- (10) 転出証明書に準ずる証明書の交付請求申請
- (11) 氏に変更があった者に係る住民票への旧氏の記載等の請求（住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）第30条の14）
- (12) 外国人住民の通称の記載および削除の申出（住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）第30条の16）
- (13) 前各号に掲げる届出等のほか、住民基本台帳に係る住所および世帯等に関する異動、変更、異動および変更の取消に関する申出等

(本人確認等の対象者)

第3条 本人確認等は現に届出等の任に当たっている者を対象とする。

(本人確認等の方法)

第4条 現に届出等の任に当たっている者について、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求め、本人確認を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる書類の提示がない場合または書類の提示がある場合においても必要と判断されるときは、適宜、口頭での質問により、本人確認を行うものとする。

(1)個人番号カード等、旅券、運転免許証のほか、別記第1号の1に示す官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの

(2)別記第1号の2に示す書類のほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定により提示された書類に有効期間もしくは失効に関する定めのある場合には、提示のあった時点において有効期間内もしくは失効していないものに限り本人確認に有効なものとする。

3 郵送による転出届（転出証明書に準ずる証明書の交付請求申請を含む。）においては、現に届出等の任に当たっている者に係る第1項の各号に掲げる書類の写しの添付を求めることにより本人確認を行うものとする。

4 法定代理人（届出者等の親権者または未成年後見人もしくは成年後見人）が現に届出等の任に当たっている者である場合は、前3項の規定により本人確認を行うほか、戸籍により法定代理人であることを確認できる場合（本籍地の市区町村への電話等による照会により確認ができる場合を含む。）等を除き、住民異動届書等へ次の各号に掲げる法定代理人の区分に応じた書類の添付を求め、届出等の権限の確認を行うものとする。

(1)現に届出等の任に当たっている者が届出者等の親権者または未成年後見人である場合は、その事項を示す作成後3か月以内の戸籍謄抄本等

(2)現に届出等の任に当たっている者が届出者等の成年後見人であ

る場合は、その事項を示す作成後3か月以内の後見登記等の登記事項証明書

- 5 前項に規定する添付を求める書類について現に届出等の任に当たっている者から還付の求めがある場合は、当該書類を謄写したものを該当する住民異動届書等に添付のうえ書類原本の還付に応じるものとする。

(届出者等本人に対する通知)

第5条 前条の規定による本人確認等ができなかった場合には、届出等を受理した上で届出者等本人に対し、届出等を受理した旨の通知(以下単に「通知」という。)を異動前の住所に転送不要の郵便物等の扱いとして送付するものとする。

- 2 通知の内容は、届出年月日、届出名、異動者の氏名、受付窓口の名称および受理した旨とし、その様式は別記第2号様式によるものとする。なお、通知を発送する場合は、その写しを保管するものとし、その保存期間は対象となった住民異動届等の保存期間と同じとする。

- 3 あて先不明等により返送された通知は、再送することなく本市において保管するものとし、その保存期間は対象となった住民異動届等の保存期間と同じとする。

(本人確認等の結果の記録)

第6条 第4条の規定による本人確認等ができた場合は、提示もしくは添付された書類の種類等を、また、通知を必要と判断した場合および通知を発送した場合はその旨を、対象となった住民異動届書の欄外等に記録するものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

この要領は、令和元年11月5日から施行する。

この要領は，令和4年4月1日から施行する。

別記第1号（第4条第1項関係）

1（第1号関係）

運転免許証，旅券，個人番号カード，住民基本台帳カード（写真付き），船員手帳，海技免状，小型船舶操縦免許証，猟銃・空気銃所持許可証，戦傷病者手帳，宅地建物取引士証，電気工事士免状，無線従事者免許証，認定電気工事従事者認定証，特種電気工事資格者認定証，耐空検査員の証，航空従事者技能証明書，運航管理者技能検定合格証明書，動力車操縦者運転免許証，教習資格認定証，警備業法第23条第4項に規定する合格証明書，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る），在留カード，特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む），一時庇護許可書，仮滞在許可書，国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

2（第2号関係）

1の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類のほか，敬老手帳，生活保護受給者証，被保険者証（国民健康保険，健康保険，船員保険，介護保険，後期高齢者医療保険），共済組合証，高齢受給者証，年金証書（国民年金，厚生年金保険，船員保険），共済年金証書，恩給証書，住民基本台帳カード（写真なし），学生証，法人が発行した身分証明書，官公署が発行した資格証明書，住民票に記録されているとおりの氏名の表記が表示された預貯金の通帳等（外国人住民にあってはアルファベット氏名，漢字等氏名，氏名の通称，氏名のカタカナ表記の内，1つ以上の表記が表示されていれば有効なものとする。）

3 本人確認に有効とは認められない書類

戸籍謄抄本（受理証明書等を含む），住民票の写し，住民票の記載事項証明書，所得証明書，課税証明書，個人番号の通知カード，住民票に記録されているとおりの氏名の表記が表示されていない預貯金の通帳等

別記第2号様式（第5条第2項関係）

受付窓口：_____

お 知 ら せ

年 月 日

_____様

函 館 市 長

下記の内容の住民異動届を受理しましたのでお知らせします。

届出年月日 _____年 _____月 _____日

届 出 名 転入 市内転居 転出 世帯変更等
その他（_____）

異動者氏名 _____様

_____様

_____様

_____様

_____様

このお知らせは、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることから、そのような虚偽の届出を早期発見するため、住民異動届の受理後に従前（異動前）の住所にお送りしているものです。

このお知らせについてご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

< お問い合わせ先 >

函館市役所戸籍住民課届出担当

函館市東雲町4番13号

電話（0138）21-3173（直通）